

別添 2－3

長野県企業局電力の県庁舎への P P A 需給管理等業務実施要領（案）

【詳細は別途協議】

（趣旨）

第 1 条 受託者は、別に契約する長野県知事 阿部 守一（以下「需要者」という。）が管理する長野県庁舎への企業局電力の自己託送に合わせ、企業局電力を優先して需要追従供給を行うため、需給管理等に関する業務を実施するものとする。

（定義）

第 2 条 この契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ベース供給 長野県企業局が非需要追従供給（通告型分割供給）により長野県庁舎に自己託送すること。
- (2) 需要追従供給 ベース供給（通告値によるもの）を除き、長野県庁舎に需要電力を供給すること。
- (3) 需給管理等 受託者が需要追従供給を行うため、第 5 条の業務その他必要な業務を行うこと。
- (4) P P A 需要追従供給のうち電源が委託者から受託者に供給された非 F I T 及び F I P 電力（以下「非 F I T 等企業局電力」という。）であるものの

（P P A 等に係る発電所等）

第 3 条 P P A 等に係る発電所、需要施設及び電力量等については、長野県企業局電力の県庁舎への P P A 需給管理等業務仕様書（以下「仕様書」という。）で定めるとおりとする。

（委託者から受託者への P P A 電源の供給等の条件）

- 第 4 条 委託者は、別に需要者と契約するところにより、ベース供給を行うものとする。
- この場合において、委託者は、P P A による長野県庁舎への需要追従供給の 30 分電力量が、仕様書に記載される本契約に係る受託者の契約電力から委託者の契約電力を差し引いた数値の 2 分の 1 を上回らないよう、ベース供給量の維持に努めるものとする。
- 2 委託者は、ベース供給に関して電力広域的運営推進機関に提出する発電販売計画及び分割供給通告値による電力量を優先的に確保するものとする。
- 3 委託者は、別に契約するところにより、受託者が P P A に用いるための非 F I T 等企業局電力（送電による損失率分の電力を含む。）を無償で受託者に供給するものとする。

(需給管理業務の実施等)

第5条 受託者は、仕様書に定めるところにより、需要者が管理する長野県庁舎にP P Aを優先して需要追従供給を行うものとする。

2 前項の場合において、受託者は、前条第1項のベース供給及び同条第3項で供給された非F I T等企業局電力量により30分単位で長野県庁舎の需要電力量を賄える時は第1号の措置を、賄えない時は第2号の措置をとる。ただし、一般送配電事業者との契約電力(kW)又は予備電力の契約電力(kW)の2分の1の電力を上限とする。

(1) 需要電力量の全量についてP P Aを行うこと。

(2) 需要電力量のうち可能な最大の電力量についてP P Aを行うこと。

3 前項の場合において、受託者は、非F I T電力を優先的に充当し、不足する場合はF I P電力を充当する。

4 受託者は、第1項の需要追従供給を行うに当たり、前条第1項のベース供給及び同条第3項で供給された非F I T等企業局電力量では長野県庁舎の需要電力量に不足が生じる時は、不足する電力量を別途調達するものとする。

(需要者の承諾)

第6条 委託者は、前条の需要追従供給の実施に当たっては、需要者の承諾を得るものとする。

(ベース供給量の増減等)

第7条 委託者のベース供給量は、都合により予定ベース供給電力量を上回り、又は下回ることができる。ただし、委託者のベース供給量が、需給管理等仕様書に記載される年間ベース供給電力量及び月間ベース供給電力量と大幅に異なることが明らかになった場合は、委託者は直ちに受託者に連絡するものとする。